**飼養衛生管理マニュアル（愛玩豚）　飼養者名：**

**・農場外の家畜等の取扱い禁止**

　　飼養者は、狩猟行為、他者飼養のペット豚との接触をしない。やむを得ず接触した場合は、飼養しているペット豚と接触する前にシャワーを浴びる。

**・海外からの肉製品の持ち込み禁止**

　　海外から、豚肉、ソーセージ、餃子等の食品を日本に持ち込まない（郵送含む）。

**・海外渡航時および帰国後の対策**

　　ASF、口蹄疫が発生している地域へは渡航しない。もし、渡航した場合、１週間はペット豚と接触しない。

**・飼養場所への不適切な物品の持ち込み禁止**

　　他の畜産関連施設等で使用した物品や海外で使用した衣服等を飼養場所に持ち込まない。もし、持ち込む場合は、消毒（消毒用アルコール）後に持ち込む。

**・病原体の侵入防止**

　　飼養者および家族は、外出後家に入る前に靴裏の消毒、手指消毒を行い（消毒用アルコール）、ウイルスを持ち込まない。

**・ペット豚の野外での散歩等の禁止**

　　大臣指定地域の野外は豚熱ウイルスで汚染しているので、ペット豚の散歩は行わない。

**・飼養場所（飼養部屋、ケージ）の清掃消毒**

　　飼養場所は、常に清潔に保つため週１回は清掃、ケージの消毒（消毒用アルコール）を行う。

**・衛生的な飼料、水の給与**

　　市販の飼料、水道水など、豚熱ウイルスに汚染されていないものを与える。

**・家畜保健衛生所への通報**

　　ペット豚が急死した場合、特定症状を示した場合は、速やかに家畜保健衛生所（TEL：0776-54-5104）に連絡する。